

いわき市発注工事における現場代理人の常駐が必要な期間の基本的な考え方について

令和 8 年 6 月
いわき市財政部契約課

このことについて、建設工事に配置する現場代理人は、いわき市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 10 条第 2 項の規定により工事現場ごとに常駐することを義務付けておりますが、常駐が必要な期間の考え方について、従来、必ずしも明示していなかったところ です。

今般の中東情勢の影響により資機材の納期に遅延が生じ、工事に着手できない等の事象が生ずるおそれを鑑み、円滑な施工の確保を図るため、現場代理人の常駐が必要な期間の基本的な考え方について、県の取扱い等に準じて次のとおり整理しましたので、お知らせします。

1 現場代理人の常駐が必要な期間（基本イメージは別紙のとおり。）

- (1) 現場代理人の現場への常駐が必要な期間は、基本的に契約工期とする。ただし、次に掲げる期間については、常駐を要しない。

ア 契約後の準備期間や他契約工事の関係等で、工事(起工測量、資機材搬入、伐根除草等の準備工を含む。)に着手していない期間

イ 発注者から工事の全部について一時中止命令が出された期間（一部中止については常駐を要する。）

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

エ 工事の完成届を提出し、完成検査の待機中となっている期間（修補期間については常駐を要する。）

- (2) 常駐が必要な期間は、設計図書又は工事打合せ簿等の書面により明確にしておくこととし、現場着手日、工事着手日については現場代理人及び主任技術者等通知書に監督員が記載すること。

2 留意事項

- (1) 前記 1 の考え方は、あくまで現場代理人の常駐義務に関してのものであり、約款に記載されたその他の義務には影響を与えない。
- (2) 現場代理人の「常駐」とは、作業期間中（土日等の休工日を除く。）相当の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることをいう。

別紙

(参考) 現場代理人の常駐が必要な期間の基本イメージ

(県発注工事における現場代理人の取扱いについて[平成22年3月1日(平成24年3月1日一部改正)福島県入札監理課通知 から引用)

【基本イメージ】

